

補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベースの構築に関する研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授
研究協力者 伊藤 和幸 国立障害者リハビリテーションセンター 研究所

研究要旨

意思疎通にかかる福祉用具には補装具や日常生活用具として公費負担されるものもあるが、障害種別や程度によって利用できる制度や種目が異なる場合もある。加えて、情報・通信支援用具等のように、その種目にはどのような機器等が該当するかわかりにくいものもある。そこで本研究では各制度の種目（製品群）と適用者の関係や、対応上の留意事項をまとめた「種目検索支援データベース」と、平成30年度から借受け費についても支給対象となる補装具・重度障害者用意思伝達装置を対象に絞った「重度障害者用意思伝達装置データベース」の2階層のデータベースを作成した。これらのデータベースは、機器利用者・申請者のみならず申請を受け付ける市町村担当者においても参考資料となり、機器の適切な給付の判断の一助となることが期待される。

A. 目的

意思疎通にかかる福祉用具・機器（以下、意思疎通支援機器）には、補装具に該当するものや、日常生活用具に該当するものもあるが、障害の程度や、進行性疾患においては病状の進行に応じて利用制度が異なり、公費負担の対象となる機器に相違があることは、申請する障害者のみならず、支援者にもわかりづらいことも多い。加えてに、従来のコミュニケーション機器等の意思疎通支援器は、特定の障害を想定して製作されてきたが、近年のICT（information and communication technology；情報通信技術）の発展により、他の障害においても利用可能なものもある。また、専用機器ではなく、タブレットPCやスマートフォンにアプリケーションソフトを入れることで、同等あるいはそれ以上の機能を実現できるものも多くある。

しかしながら、これらの機器やアプリケーションを探すことや、実際に有効利用できる障害種別や程度、さらには制度の利用可否等の広範囲の情報を一手に探すことができる方法・サイトはない。そのため、制度の利用の機会を逸する場合もあるといえる。

また、補装具については、平成27年12月14日の社会保障審議会障害者部会で取りまと

められた報告書を受けて、障害者総合支援法が改正され、平成30年4月より補装具の「借受け」についても費用の支給対象に加わるようになった。しかしながら、これまでにない施策であることから、どのような対応になるのかは未だ不明であり、利用を希望する障害者等のみならず、申請を受け付ける基礎自治体（市町村）関係者にも混乱が生じることが危惧されている。

そこで本研究では、意思疎通支援機器を必要とする障害者等が制度の利用の機会を逸することのないように、制度や製品等の必要な関連情報を集約し、障害種別による対象者と利用可能制度との関係等の必要な情報を整理する。そして、「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究」の1つとして、種々の製品群（制度利用時の種目に相当）と対応制度をマッピングした補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベースを構築するとともに、そのデータベースの在り方等を検討することを目的とする。

B. 方法

本研究では、①補装具費支給制度や日常生活用具給付事業の対象となる状況の整理、②既存の情報源となるデータベースやホームページ

(サイト)での分類や特徴、の2点について調査するとともに、その結果を③適切な機器選択と制度利用の可能性に関する情報の集約、ならびにその一元的発信方法を検討する。なお、各段階は、以下の通りである。

B-1. 各種制度の対応状況の調査

(1) 補装具の状況

平成30年度からは、一部の補装具については購入または修理に関する費用に加えて、借受け費の支給対象になることが改正障害者総合支援法(平成28年5月25日成立、6月3日公布、平成30年4月1日施行)で決まっている。

改正法施行前には、平成29年度までに(公財)テクノエイド協会が厚生労働省総合福祉推進事業によって貸与方式の課題を検討してきたが、具体的な内容・方法はまだ明らかになっていない。

そこで、厚生労働省や(公財)テクノエイド協会との連携も含め、情報収集を行い、必要な情報提供の整理を行う。

(2) 日常生活用具の状況

現在の日常生活用具給付事業は、平成18年10月の障害者自立支援法(現、障害者総合支援法)の二次施行時より、地域生活支援事業における1つの事業として、市町村が実施主体となり対応されている。

しかし、大まかな種目は規定されているものの、具体的な品目毎の可否については市町村裁量に委ねられたことから、実施状況や対応状況に市町村間の差が生じてきている。

そこで、本研究分担課題のもう1つのサブテーマである「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案」の中で全国の市町村・東京都特別区(1741自治体)を対象に実施する「地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査」における、日常生活用具給付事業の実施状況や対応種目等の照会結果から現状を参考にとりまとめる。

B-2. 既存データベース等の調査

現在、一般に利用可能な福祉機器やICTを用いた意思疎通支援機器等は多く存在するが、

それらの製品に関する情報を一元的に検索するシステムはない。しかしながら、インターネット上には、福祉機器全般や意思疎通支援機器等の特定分野に特化したデータベースまたはリストとして公開しているサイトは、複数ある。

これらの中から、体系的に収録されていること、収録内容が特定のメーカーや販売業者に偏らないこと、定期的あるいは高頻度での更新が行われていることなどを考慮し、意思疎通支援機器の検索が効果的に実施できるものを数か所選定する。

B-3. データベースの検討

B-2で選定した、各サイトにおける分類の特徴や制度との対応の容易さ等をふまえ、データベースの体系・項目の検討を行う。

データベースは、障害種別や困難状況と、補装具費支給制度における借受けに関する情報との対応を含め各種制度利用を機器の対応付けからの選択支援につながる構成を検討する。また、登録項目について、今回作成しない製品群(種目等)での構築・追加も想定し、今後の拡張に備える形式を検討する。

データベースの検索システムについては、本研究分担者(井村)が研究代表者であった先行研究¹(厚労科研費)で研究協力者(伊藤)が作成した「意思伝達装置用スイッチ」のデータ検索システム²をベースにB-1、B-2での検討結果をふまえて構築する。

併せて、今後の継続的利用を想定したデータ更新(制度変更、製品の追加・削除等の修正等)についても容易に実行できるような管理画面方法についても検討する。

C. 結果

C-1. 各種制度の対応状況の調査

(1) 補装具

障害者総合支援法に基づく補装具は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定

¹ 厚労科研費・障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究」(H25-身体・知的-一般-004)

² <http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatu/itoh/com-sw.html>

等に関する基準」(厚生労働省告示 528 号(平成 18 年 9 月 29 日(最終改正:平成 27 年 3 月 31 日))にて定められ、表 1 の通りである。

補装具費が支給対象となっている種目は 16 種類あり、その中で、意思疎通支援に関連するものは、「眼鏡」、「補聴器」、「重度障害者用意思伝達装置」の 3 種類である。

また、平成 30 年度より、購入または修理に関する費用に加えて、一定の条件を満たす場合に借受けに関する費用が支給対象となるものは、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する告示案」に関する意見募集(平成 30 年 2 月 7 日)によれば、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置の本体、③歩行器、④座位保持椅子となる見通しである。この中で意思疎通支援に関するものは「重度障害者用意思伝達装置」のみである。

なお、借受け方式に関する具体的な内容がまだ正式に公表されていないため、対応製品や業者に関する情報については、十分に収集することはできなかった。

表 1. 補装具費支給種目一覧

種目名	対象者
義肢	肢体不自由
装具	肢体不自由
座位保持装置	肢体不自由
盲人用安全つえ	視覚障害
義眼	視覚障害
眼鏡	視覚障害
補聴器	聴覚障害
車椅子	肢体不自由
電動車いす	肢体不自由
座位保持椅子	障害児のみ
起立保持具	障害児のみ
歩行器	肢体不自由
頭部保持具	障害児のみ
排便補助具	障害児のみ
歩行補助杖	肢体不自由
重度障害者用意思伝達装置	肢体不自由・音声言語機能障害(重複)

(2) 日常生活用具

①法令等に基づく規定

障害者総合支援法に基づく日常生活用具は、「障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)

第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」(厚生労働省告示 529 号)にて定められ、表 2 の通りである。

ここで、情報・意思疎通支援用具は「点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの」とされている。参考資料において、例としては、表 3 のようなものが示されている。

表 2. 日常生活用具給付種目一覧

種目名
介護・訓練支援用具
自立生活支援用具
在宅療養等支援用具
情報・意思疎通支援用具
排泄管理支援用具
居宅生活動作補助用具

表 3. 日常生活用具参考例
(情報・意思疎通支援用具のみ抜粋)

種目名	対象者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
点字器	視覚障害
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	聴覚障害
聴覚障害者用通信装置	
聴覚障害者用情報受信装置	
人工喉頭	喉頭摘出者
福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害
点字図書	

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

なお、情報・通信支援用具については、平成13年度から平成18年度に実施された時限措置の「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲して、日常生活用具に追加されたものであるといえるが、同事業は「障害者が、障害をもたない者と同様に情報機器を使用するためには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入に要する費用の一部を助成することにより、障害者の情報バリアフリー化を推進する。」として、視覚または上肢に重度の障害のある者が、パソコンを使用するのに必要となる画面音声化ソフトなどや大型マウスなどの入力サポート機器などの購入費用の一部を助成するものであった。

②市町村における実施状況

全国の市町村・東京都特別区（1741自治体）を対象とした照会調査では、表3に示した、情報・意思疎通支援用具の参考例毎に実施状況を確認した。また、このとき、情報・通信支援用具に関しては、表4に示す例を提示しての確認とした。いずれにおいても、その他の内容の記載欄も設けた。

回答は送付した1741自治体のうち、850件（48.8%）より回答を得た。なお、自治体規模別の回答状況は、表5に示す通りである。

表4. 情報・通信支援用具例

種目（品目）名	対象者
代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）	肢体不自由
スクリーンキーボード（オペレートナビなど）のソフト	肢体不自由
音声入力ソフト	肢体不自由
点字キーボード・点字ペンディスプレイ、点字プリンタなどの機器（ハード）	視覚障害
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害
会話補助ソフト（トーキングエイド for Ipad などの「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの） 上記の会話補助ソフトをインストールするためのPC（タブレット、スマートフォンを含む）	音声言語（発語）障害

表5. 自治体調査回答率

	総数	回答数	回答率
指定都市	20	10	50.0%
東京都特別区	23	22	95.7%
市	771	449	58.2%
町	744		
村	183	369	39.8%
合計	1741	850	48.8%

なお、各種目例の対応状況の概要（単純集計）は付表1を、詳細については分担報告書「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究」を参照されたい。

具体例で提示した「情報・意思疎通支援用具」の種目参考例（表3）にあるもののうち情報・通信支援用具以外15種目については、給付と例示されている11品目については、98～100%で対応（給付以外に、貸与や個別協議などの少数回答を含む）であった。

貸与と例示されている「福祉電話」、「ファックス」は50%前後で対応（貸与又は給付、個別協議）である。また「聴覚障害者用通信装置」として給付しているとの回答も多数見られた。

「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲するとして例示した5品目については、73～83%の対応（給付、5%程度の個別協議等）であった。「携帯用会話補助装置」の代用となる「会話補助ソフト」は51.0%の対応であるが、「それを動作させるためのPC」等については24.8%であった。

この照会から、以前から給付されている機器は給付対象である割合が高く（90%以上）、情報・通信支援用具では80%程度に留まるなどの特徴が見られた。

また、同一種目を当初の想定外への障害へ給付する例として

- ・肢体不自由（上肢障害）者を想定としている「音声入力ソフト」を視覚障害者へ対応
- ・肢体不自由（上肢障害）者を想定としている「視線入力装置」を音声言語障害者（ALS等の難病と推測）へ対応
- ・音声言語障害者を想定としている「携帯用会話補助装置」を失語症者に対応

がみられた。

C-2. 既存データベース等の調査

インターネットでの検索サイト「google」を用いて、関連キーワード（福祉機器、福祉用具、意思疎通支援、コミュニケーション機器、検索、データベース、一覧 等）を使用して、福祉用具やICTを用いた意思疎通支援機器のデータベース等を検索した。

検索結果の上位に出てくる割合が高いサイトは、(公財)テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)や、(一財)保健福祉高校協会の国際福祉機器展・展示会情報(製品検索)であった。そのほか、介護保険福祉用具に関するものもあったが、対象種目が本研究と対象範囲が重ならないことから除外した。また、検索結果にあった関連サイトのリンク集などから、ICTを用いた意思疎通支援機器に関するサイトも確認し、選択した。

この結果、表6に示す4つのサイトを調査対象として選定した。(各サイトの詳細については、付表2に示す。)

表6. 参照データベース一覧

参考サイト
福祉用具情報システム(TAIS)
国際福祉機器展・展示会情報(製品検索)
AT2ED:エイティースクウェアード
東京都障害者IT地域支援センター

①福祉用具の分類

(公財)テクノエイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)では、福祉用具コードとして「CCTA95」を採用している。このコードは、同協会がISO9999との調和を図りつつ、我が国にあった独立した分類コードとして用具が果たす機能及び目的をもとに整理・体系化され「大分類」・「中分類」・「小分類」の3段階の階層構造で制定したものである。大分類「コミュニケーション関連用具」の中には17項目の中分類があり、そのうち10項目が、意思疎通支援機器関係と読み取ることができる。

(一財)保健福祉広報協会の国際福祉機器展・展示会情報(製品検索)では、大分類が「コミュニケーション・見守り機器」とまとめられて

いて、TAISのコードとは一致していない。

この中には10項目の小分類があり、そのうち5項目が、意思疎通支援機器関係と読み取ることができる。

②意思疎通支援機器の分類

東大先端研・中邑研究室のAT2ED:エイティースクウェアードは、「こころリソースブック」をWeb化した「こころWeb」を受け継ぐ、電子情報支援技術(ICTを用いた意思疎通支援機器等)を紹介するサイトである。コンピュータアクセスについての操作(代替入力、入力補助等)からの検索だけでなく、生活シーンの目的(コミュニケーションエイド、メモ装置等)からも階層的に分類されている。

東京都障害者IT地域支援センターは、都内の障害者へのIT支援を行う他、ホームページを通して多くの情報を発信している。この中で、「Android用アクセシビリティ・アプリ一覧」、「iPhone、iPad用アクセシビリティ・アプリ一覧」は、増加が著しい各種のアプリケーションの紹介が、「コミュニケーションを支援系(意思伝達系)」「視覚障害者の方に便利系」などのカテゴリで体系的にまとめられている。

C-3. データベースの検討

①提供が有効な情報

意思疎通支援機器の選択支援としては、利用者の経済的負担を考えると、高額な専用機器等を購入する際の公費負担制度との対応や、比較的安価なアプリで代用できることなどの情報を総合的に提供できるデータベースが必要だといえる。C-1、C-2の結果を合わせて検討すると、補聴器(聴覚障害者に適用)や拡大読書器(視覚障害者に適用)など以前からある機器に関しては制度の種目とデータベースでのカテゴリが一致するが、ICTベースの新しい機器類である「情報・通信支援用具」については対象製品がどのようなものがよくわからない状況からも対象外にされがちな傾向も見られた。

また、発達障害等により、読み書き等が困難な場合においては、視覚障害者や肢体不自由者に適用する機器等が有効な場合もある。(制度適用になるか否かは問わないが、一部の自治体で

は対応検討している場合もある。)しかし、このことが知られていない場合もあり、制度の適切な理解と、各種種目に対応するか否かを判断する情報を整理・提供することが、申請者だけでなく制度利用を受け付ける行政担当者への一助となり、意思疎通支援機器の利用支援といえる。

②提供が困難な情報

各種制度の種目（製品群）に該当する個々の製品やアプリに関する情報を必要とすることも多いといえる。

しかしながら、機器（ハードウェア）に対し、アプリ（ソフトウェア）については更新頻度も高いことから、最新情報を網羅することは困難である。また、各分野において、既に多く参照されているデータベース等がある場合には、新たに別のデータベースを構築したとしても参照されない可能性も高く、重複して構築することのメリットは少ないといえる。

③データベースの構築

以上の検討事項をふまえ、この情報提供手段の1つとして「意思疎通支援機器選択データベース」を構築した。本データベースは、①意思疎通支援機器の全般に渡る種目（製品群）と制度の関係を検索する第一層データベース、②具体的種目として補装具・重度障害者用意思伝達装置に特化して具体的製品を検索する二層データベースの、二段階で構成する。構成については、付図1に示す画面キャプチャを参照。

1) 第一層「種目検索支援データベース」

補装具・日常生活用具を含む各制度の種目や製品群を分類単位とするとともに、障害種別における適用の可能性との対応を示すことで、制度利用の可否に関連する情報をまとめている。

なお、補装具・重度障害者用意思伝達装置に関する個々の製品情報の提供は、補装具費支給制度における借受けに関する情報との対応を含めて、第二層データベースにて行うが、それ以外の種目に関しては、原則として、既存のデータベースや製品リンク集への参照(外部リンク)をもって代用した。

[<http://rel.chubu-gu.ac.jp/com-assist/cat/>]

2) 第二層「重度障害者用意思伝達装置データベース」

第一層データベースで提供する項目毎に対応するものであるが、今回は、平成30年4月より補装具の借受けに要する費用についても支給対象となる「重度障害者用意思伝達装置」のみについて作成した。

データベースにおいては、種目の下位区分である名称（形式）との対応や、借受けの可否などの情報に関する項目も用意した。これにより、具体的な製品選択の支援につながるといえる。

[<http://rel.chubu-gu.ac.jp/com-assist/jsca/>]

D. 考察

①分類体系の検討

対象機器等を体系的に整理するために既存のサイトで採用されているカテゴリを準用することを検討した。しかし、TAISと、国際福祉機器展・展示会情報で異なる分類が用いられていることを考えると、機能的な分類であるが一義的なものではないといえる。

一方、意思疎通支援機器に関しては、操作方法や代替手段からの分類や、活動目的などの生活場面における困難活動に即した分類があり、直感的なものといえる。

この背景には、障害者福祉分野における意思疎通（コミュニケーション）支援として、聴覚障害や視覚障害などに対する人的支援（手話通訳・要約筆記や点訳等）と同様に、物的支援（拡大読書器や補聴器等）のような明確な対応でない場合のわかりにくさが指摘される。特に、新しいICTベースの意思疎通支援機器である情報・通信支援用具では、具体的にどのようなものが対象なのか、また新しいものや汎用的なものはどう対応するのか、生活上の困難場面は同じであっても障害種別によって対応が異なる場合を考慮した判断についても必要であった。

そのような状況から、個々の製品を列記する前段階として、制度（種目）の正しい理解を促す情報と、個々の製品にとらわれ過ぎず、該当する可能性のある製品の特長についてまとめた情報が必要であると考えられる。

②検索システムの検討・設計

補装具であっても日常生活用具であっても、原則的には障害種別によって対応種目が規定されている。しかし、音声言語機能障害（発語困難）・肢体不自由者に適用となる種目（機器）は、その程度により、補装具・重度障害者用意思伝達装置と、日常生活用具・携帯用会話補助装置にまたがるように、どちらの制度に対応するかわかりにくい場合もある。

そのため、制度（種目）と障害種別の2軸での指定による検索機能を基本とし、制度（種目）では制度対象外で有効となる製品群についてまとめる。また障害種別では、読み書き困難といった発達障害等についてもその有効性があるものは困難場面を同列に登録し検索可能とすることで、生活場面における困難活動に対する機器情報の提供につながると考えられる。

③検索システムの拡張性

各種目等では既に利用されているデータベースがあるほか、本データベースのみで全ての意思疎通支援機器を網羅することは非現実的である。そのため、種目毎のデータベース（第二層データベースに相当）については、既存のデータベース等へリンクで誘導することが現実的である。そのうえで、制度や種目全般に関わる情報については、統一的な情報提供が選択支援につながるという、二次情報源として、第一層データベースが有効になるといえる。

特に、本研究において当初想定していた補装具の借受け対応のような新しい情報を経て、個々の製品情報にたどり着くことは、制度と製品の対応が明確になると考えられる。

併せて、データベースは継続して利用できることが、その有効性の判断基準の1つであるといえる。そのため、登録情報の管理（追加・削除・更新）のみならず、既存のデータベース等では未対応の種目に対しても必要に応じて第二層データベースを構築できることが、一次情報源の充実につながるといえる。また、データベースへの登録のみならず、登録項目において用いる各カテゴリは、今後の変更や追加に対応にもできる管理画面も容易することで、継続的な利用が可能になる。

E. 結論

本研究では、意思疎通支援機器の利用支援方法に関する提案の1つとして、「意思疎通支援機器選択データベース」を構築し、試験的に公開した。

意思疎通にかかる福祉用具には、補装具に該当するものや、日常生活用具に該当するものもあるが、障害の程度に応じて利用制度が異なり、公的補助の対象となる用具に相違があることは、申請する障害者のみならず支援者にもわかりづらく、一元的な情報提供により制度の適切な利用の促進できることが期待される。

また、新しいICTベースの意思疎通支援機器である情報・通信支援用具の登場や、平成30年度から一部の補装具が購入費のみならず借受け費の支給対象になるなどの法制度の改正がある場合には、申請を受け付ける市町村においてもその取扱いの判断に迷うことが懸念される。このとき、他の市町村の対応等の状況を蓄積する本データベースのようなものが参考資料となり、適切な給付可否の判断の一助となることが期待される。

しかしながら、データベースの基礎的な枠組みの構築ができた段階にとどまっているため、今後、継続的運用を行いながら、関係データの蓄積を増やし、より有効なものにする必要がある。

F. 健康危険情報

記載すべきものなし。

G. 研究発表

記載すべきものなし。

H. 知的所有権の出願・登録状況

記載すべきものなし。

（※本研究に関しては、申告すべきCOI（利益相反）状態はない。）

付表 1. 日常生活用具の対応状況の照会結果（概略）

II. 日常生活用具給付事業（補装具を除く物的支援）関係

以下の各問・項目について、対応状況を実績に関わらず、申請があった場合の判断でご回答ください。

問 4. 「情報・意思疎通支援用具」の対応状況について

(1) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例の対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	給付 815・(貸 1)・不可 14
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	【問5で個別に確認します】
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	給付 827・(貸 1, 共 1)・不可 8
点字器	視覚障害	給付 822・(貸 1)・不可 11
点字タイプライター		給付 830・(貸 1)・不可 7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		給付 832・(貸 1)・不可 6
視覚障害者用活字文書読上げ装置		給付 829・(貸 1)・不可 8
視覚障害者用拡大読書器		給付 831・(貸 1, 共 1)・不可 5
盲人用時計		給付 835・(貸 4)・不可 4
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	給付 829・(貸 2)・不可 7
聴覚障害者用情報受信装置		給付 831・(貸 2)・不可 4
人工喉頭	喉頭摘出者	給付 820・()・不可 16
福祉電話 (貸与)	聴覚障害又は外出困難	(給付 34)・貸与 357・不可 421
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	(給付 139)・貸与 284・不可 399
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害	(給付 31)・貸与 35・共同利用 211・不可 527
点字図書		給付 750・(貸 1, 共 1)・不可 79

※) 対応状況は、種目例毎に、「給付・(その他)・不可」の選択をお願いします。

(例示以外で貸与や共同利用になるものは、() にその旨のご記入をお願いします。)

(2) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例以外の対応状況について (PC・タブレット関連は除く)

種目例	対象者	対応状況(※)
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()

問5. 情報・意思疎通支援用具うち、「情報・通信支援用具」および「PC・タブレットを用いたコミュニケーション支援手段（機器・ソフト）」の具体的対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
代替マウス・代替キーボードなどの機器(ハード)	肢体不自由	給付 598・ () ・ 不可 188
スクリーンキーボード(オペレートナビなど)のソフト	肢体不自由	給付 563・ () ・ 不可 220
音声入力ソフト	肢体不自由	給付 577・ () ・ 不可 210
点字キーボード・点字ピンディスプレイ 点字プリンタなどの機器(ハード)	視覚障害	給付 560・ () ・ 不可 217
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害	給付 651・ () ・ 不可 142
会話補助ソフト(トーキングエイド for Ipad などの 「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの)	音声言語(発語)障害	給付 375・ () ・ 不可 398
上記の会話補助ソフトをインストールするための PC(タブレット、スマートフォンを含む)		給付 160・ (貸1) ・ 不可 605
	失語症	給付 ・ () ・ 不可
	知的障害	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(書字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(識字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	高次能機能障害	給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可

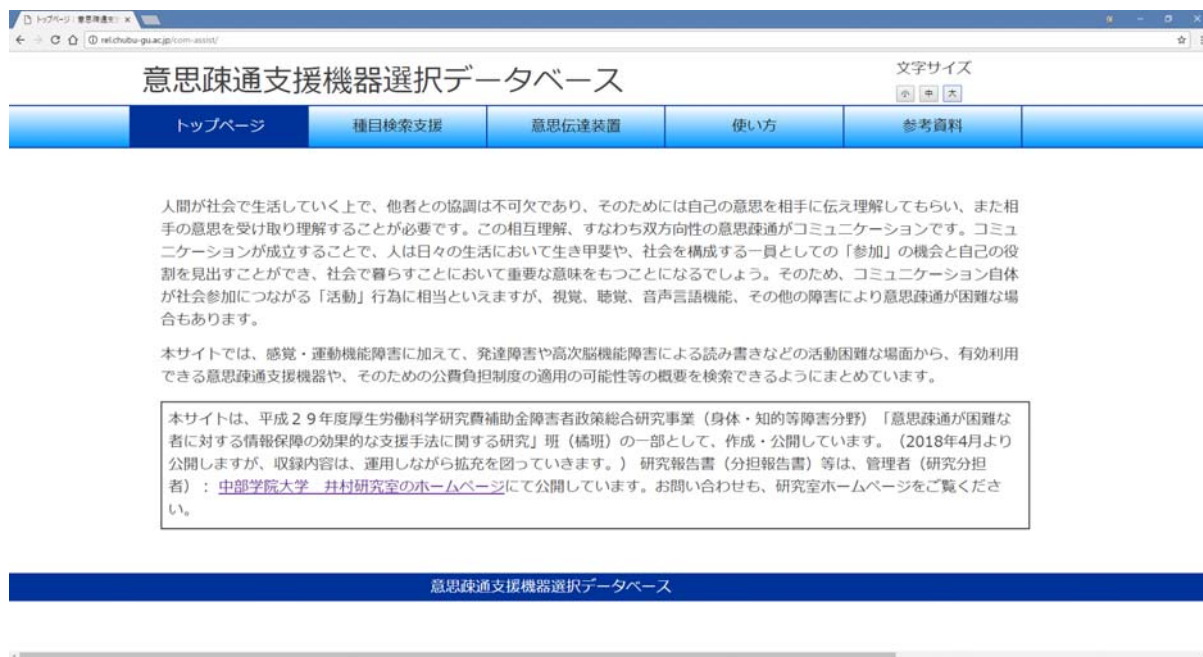
付表 2. 外部参照サイト概要

サイト名 (作成者)	福祉用具情報システム (T A I S) (公益財団法人テクノエイド協会)
URL	http://www.techno-aids.or.jp/system/
収録対象	国内の福祉用具メーカ又は輸入事業者からの情報。(各社からの登録依頼によって登録。介護保険では、T A I Sコードか届出コードが必要)
収録数	12,172 件 (平成 30 年 2 月現在)
更新頻度	毎月
特徴	分類 (C C T A 9 5) による、大分類>中分類>小分類での絞り込みが可能。 大分類「21: コミュニケーション関連用具」が本対象の収録範囲。 (メーカ・輸入事業者の検索、介護保険福祉用具からの検索も可能。)
その他	中分類 光学的補助具 電気光学的補助具 <u>コンピュータ・タイプライタ・電卓用入出力装置</u> コンピュータ <u>タイプライタ・ワードプロセッサ</u> 計算器 多目的ソフトウェア 描画用具・書字用具 録音機・受信機 テレビ・ビデオ <u>電話機・電話用機器</u> <u>ヘッドホン・バイブレータ</u> 音伝達システム <u>対話用機器</u> <u>補聴器</u> 表示機器 警報システム

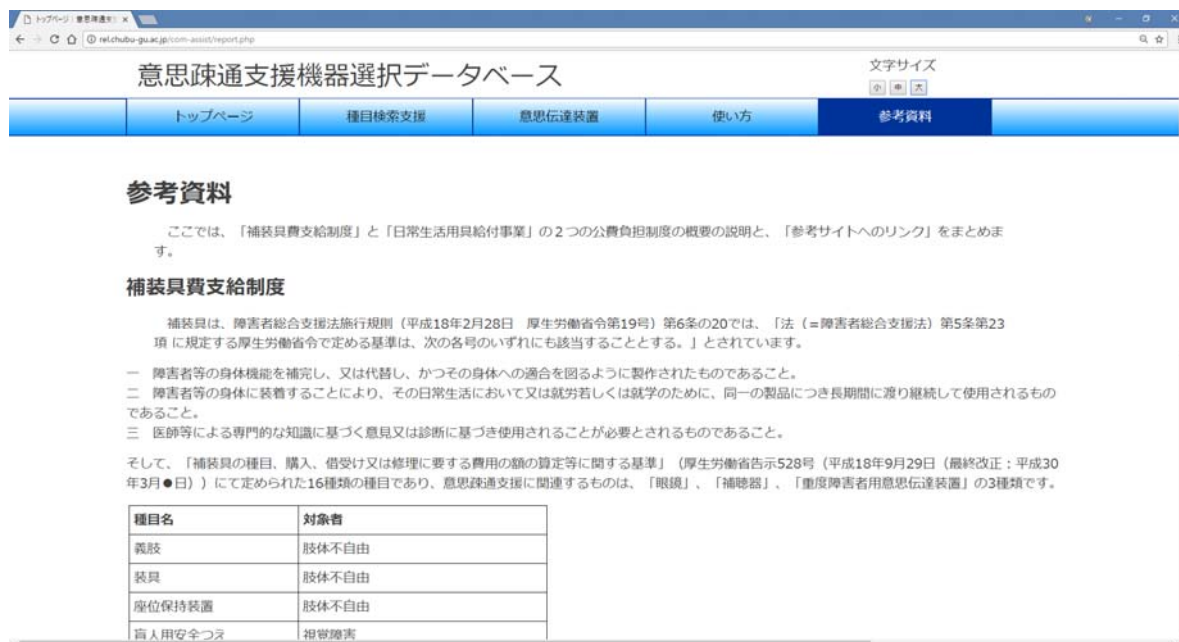
サイト名 (作成者)	国際福祉機器展・展示会情報 (製品検索) (一般財団法人 保健福祉広報協会)
URL	https://www.hcr.or.jp/?post_type=search
収録対象	H.C.R. 2017 に展示された福祉機器
収録数	約 1,600 点
更新頻度	年 1 回 (展示会の開催に合わせて更新)
特徴	キーワード検索 または 大分類 (カテゴリ)・小分類からの絞り込みが可能。 大分類「コミュニケーション・見守り機器」が本対象の収録範囲。
その他	小分類 <u>補聴器</u> 緊急通報・見守り装置 <u>障害者用 OA 機器、ソフトウェア、操作補助具</u> 障害者用 AV 機器 <u>拡大読書器</u> <u>活字文書読上げ装置</u> <u>福祉電話、FAX、携帯会話補助器</u> 視覚障害者用誘導システム コミュニケーション関連ロボット その他

付図1. 「意思疎通支援機器選択データベース」構成例

(1) トップページ



(2) 参考資料



(3) 第一層「種目検索支援データベース」

①検索条件入力

意思疎通支援機器選択データベース

文字サイズ

トップページ 種目検索支援 意思伝達装置 使い方 参考資料

トップページ > 種目検索支援データベース

種目検索支援データベース

対象者 (1つ以上の口にチェックを入れて下さい)。

- 視覚障害
- 音声言語機能障害
- 難病
- 失語症
- 発達等 (識字の困難)
- 発達等 (記憶の困難)
- 聴覚障害
- 肢体 (上肢) 障害
- 知的 (言語理解の困難)
- 発達等 (書きの困難)
- 高次脳機能障害

対応制度 (1つ以上の口にチェックを入れて下さい)。

- 補装具
- 日常生活用具 (ほとんどの自治体)
- 独自事業の例あり
- 対象外
- 日常生活用具 (一部の自治体)
- 不明

検索開始 クリア

使い方：

②該当種目一覧

意思疎通支援機器選択データベース

文字サイズ

トップページ 種目検索支援 意思伝達装置 使い方 参考資料

トップページ > 種目検索支援データベース (結果)

種目検索支援データベース (結果)

検索結果

対象者	対応制度	製品群 (種目等)	詳細
聴覚障害	補装具	眼鏡	<input type="checkbox"/>
難病	補装具	眼鏡	<input type="checkbox"/>
聴覚障害	補装具	補聴器	<input type="checkbox"/>
聴覚障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	聴覚障害者用通信装置	<input type="checkbox"/>
聴覚障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	聴覚障害者用情報受信装置	<input type="checkbox"/>
肢体 (上肢) 障害	補装具	重度障害者用意思伝達装置	<input type="checkbox"/>
肢体 (上肢) 障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	情報・通信支援用具	<input type="checkbox"/>
視覚障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	情報・通信支援用具	<input type="checkbox"/>
音声言語機能障害	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	携帯用会話補助装置	<input type="checkbox"/>
難病	補装具	重度障害者用意思伝達装置	<input type="checkbox"/>
音声言語機能障害	補装具	重度障害者用意思伝達装置	<input type="checkbox"/>

③該当種目詳細

意思疎通支援機器選択データベース

文字サイズ

トップページ 種目検索支援 意思伝達装置 使い方 参考資料

トップページ > 種目検索支援データベース (結果)

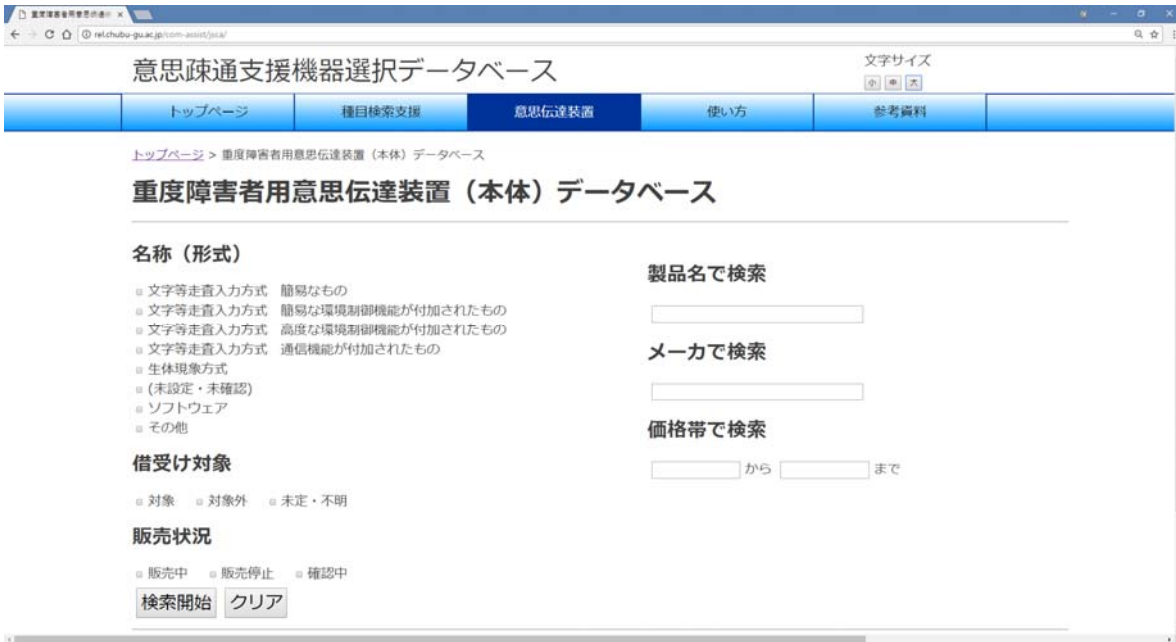
種目検索支援データベース (結果)

検索結果

製品群 (種目等)	重度障害者用意思伝達装置						
対象者像	両上下肢機能障害及び音声言語機能に障害（難病患者等については、音声言語機能および神経系である者・児）があり、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者・児。						
		補装具	日常生活用具（ほとんどの自治体）	日常生活用具（一部の自治体）	独自事業の例あり	対象外	不明・未確認
	視覚障害						
	聴覚障害						
	音声言語機能障害	○					
	肢体（上肢）障害	○					
対象者と制度対応	難病	○					
	失語症						
	知的（言語理解の困難）						
	発達等（識字の困難）						
	発達等（書字の困難）						
	発達等（記憶の困難）						
	高次脳機能障害						
	注）制度の適用にあたっては、障害の程度や重症などの条件で制限される場合もあります。						
想定される製品構成	(1) 意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 (2) 生体信号の検出装置と解析装置にて構成されるもの（生体現象方式）。						
想定される製品機能	(1) ひらがな等の文字繰り返しによる文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。 (2) 生体現象（脳液や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。						
参考情報（外部リンク）	【製品リスト（入力装置）】 意思伝達装置用スイッチ 【製品リスト（本体）】 重度障害者用意思伝達装置データベース 【詳細情報】 日本リハビリテーション工学協会・重度障害者用意思伝達装置導入ガイドライン						
その他	条件によっては、補装具の借受け費についての支給となる場合もある。 構成によっては、補装具ではなく、日常生活用具（情報・通信支援用具）となる場合もある。						

(4) 第二層「重度障害者用意思伝達装置データベース」

①検索条件入力



②該当製品一覧・詳細



(5) 管理画面

①種目検索支援データベース管理画面

意思疎通支援機器選択データベース (管理画面)

文字サイズ

トップページ 使い方 A方式で検索する B方式で検索する お問い合わせ

種目検索支援データベース (修正)

製品群 (種目等)

対象者像

	補装具	日常生活用具 (ほとんどの自治体)	日常生活用具 (一部の自治体)	独自事業あり	対象外	不明・未確認
視覚障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
聴覚障害	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
音声言語機能障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
肢体 (上肢) 障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
難病	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
失語症	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
知的 (言語理解の)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

対象者と制度対応

②意思伝達装置データベース管理画面

意思疎通支援機器選択データベース (管理画面)

文字サイズ

トップページ 使い方 A方式で検索する B方式で検索する お問い合わせ

重度障害者用意思伝達装置 (本体) データベース (修正)

名称 (形式)

製品名

写真

メーカー (総代理店)

価格 円

構成

機能

借受け対象 対象 対象外 未定・不明

借受け情報